

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金三万円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金一〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

理 由

記録によると、中村簡易裁判所は、昭和五二年七月二八日、被告人に対する道路交通法違反被告事件について、「被告人は、酒気を帯び呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、昭和五二年七月一日午後一時一〇分ころ、中村市 a b の c 付近道路において、軽四輪乗用自動車を運転したものである。」との事実を認定したうえ、道路交通法六五条一項、一一九条一項七号の二、同法施行令四四条の三、刑法一八条、罰金等臨時措置法二条、刑訴法三四八条を適用して、「被告人を罰金四万円に処する。これを完納することができないときは、金一〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。右金額を仮りに納付することを命ずる。」旨の略式命令を発付し、この略式命令は、同年八月一二日確定したことが認められる。

しかしながら、道路交通法六五条一項、一一九条一項七号の二によれば、その罰金の法定刑は三万円以下であるから、これを超過して被告人を罰金四万円に処した右略式命令は、明らかに、法令に違反しており、しかも被告人のために不利益であるといわなければならない。

よつて、刑訴法四五八条一号但書により、原略式命令を破棄し、被告事件についてさらに判決する。

原略式命令の確定した事実法令を適用すると、被告人の所為は、道路交通法六五条一項、一一九条一項七号の二、同法施行令四四条の三に該当するので、所定刑

中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金三万円に処し、右罰金を完納することができないときは、刑法一八条により、金一〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官竹村照雄 公判出席

昭和五四年一月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	大	塚	喜	一郎
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宜	慶